

任期付短時間勤務職員（保育士）募集

問 本庁舎職員課 ☎ 0857-20-3107 ☎ 0857-20-3040

【任期付短時間勤務職員】

任期が3年であること、勤務時間が週31時間であること、定期昇給がないこと、生活関連手当（扶養手当・住居手当など）や退職手当が支給されないことを除き、任期の定めのない職員と勤務条件や業務内容はおおむね同じです。

【申込受付期間】保育士：9月1日（木）～30日（金）

【試験内容】書類審査・人物試験・職場適性検査

※詳細は、市役所本庁舎や駅南庁舎の総合案内所に設置しています受験案内をご覧ください。

就学時健康診断を行います

問 第二庁舎学校保健給食課
☎ 0857-20-3376 ☎ 0857-29-0824

平成29年4月に小学校へ入学する児童（平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ）を対象に、10月中旬～11月に健康診断を行います。対象児童の家庭には、10月上旬に案内通知などを送付しますので、その通知などを持って、会場にお越しください。各会場と、小学校区ごとの日程は学校保健給食課のホームページをご覧ください。

※お住まいの校区以外の会場で受診を希望される場合は、上記の通知が手元に届いた後、問い合わせ先までご連絡ください。

鳥取で世界コーヒーサミット開催！

問 第二庁舎経済・雇用戦略課
☎ 0857-20-3249 ☎ 0857-20-3046
問 鳥取珈琲文化振興会 ☎ 0857-31-4649（海陽亭）

開催：9月23日（金）～10月2日（日）

◆「コーヒーの聖地とっとり」共同宣言

とき 9月23日（金）13:00～

ところ 仁風閣（鳥取市東町）

全国の著名なカフェ、喫茶店のトップが鳥取に集結。鳥取がコーヒーの聖地であることを共同で宣言します。

◆食のみやこ鳥取「コーヒーに合う食べ物1グランプリ」

とき 9月24・25日（土・日）10:00～17:00

ところ パードハット（鳥取市今町）

地元鳥取をはじめ全国のカフェ、喫茶店が集い自慢のコーヒーを販売。同時に一般投票により「コーヒーに合う食べ物」ナンバー1を決定します。

◆道場六三郎講演会「日本料理とコーヒーについて」

とき 10月2日（日）13:00～15:00

ところ 鳥取市文化ホール

その他、「鳥取式コーヒースタイル」の提唱・発表や、期間中市内のカフェ・喫茶店で1000円以上利用した人に豪華景品プレゼントも。



臨時福祉給付金および障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の申請

問 鳥取市臨時福祉給付金コールセンター ☎ 0857-20-3845
厚生労働省 給付金専用ダイヤル ☎ 0570-037-192
☎ http://www.2kyufu.jp（検索ワード『給付金』）

消費税率8%への引き上げに伴い、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。また、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない障害・遺族基礎年金受給者の人を支援するために給付するものです。

◆平成28年度臨時福祉給付金 お1人につき 3,000円
◆障害・遺族基礎年金受給者向け給付金 お1人につき30,000円

【平成28年度臨時福祉給付金の給付要件】

◆平成28年1月1日時点、鳥取市内に住居票がある人
※平成28年1月2日以降に転入された人は転入前の市町村にお問い合わせください。

◆平成28年度の個人市民税（均等割）が課税されていない人
※ただし、以下の場合は対象外
・あなたを扶養している人が平成28年度分の市町村民税（均等割）が課税されている場合
・生活保護制度の被保護者となっている場合 など

【障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の給付要件】

平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給されていて、上記の要件を全て満たす人
※高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を受給された人は対象外となります。

■申請方法

対象となり得る人には、9月上旬に申請書（返信用封筒入り）を送付いたします（全ての人に送付するものではありません）。申請書が届きましたら、必要事項をご記入のうえ、本人確認書類などを添えて返送してください。※窓口受付は相当な混雑が予想されますので、申請は郵送でお願いします。

※金融機関に口座がないなど、口座振込による給付が困難な場合のみ、本市窓口で現金給付します。

※代理申請受給権者と同じ世帯にお住まいの人、法定代理人などは、代理申請ができます。

■申請受付期間 9月5日（月）～12月9日（金）
申請から給付まで、2～3カ月程度かかります。

※市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

※ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

※市や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

10月1日からB型肝炎ワクチンが定期接種になります

問 中央保健センター ☎ 0857-20-3191 ☎ 0857-20-3199

対象者には個人通知を送付しますので、内容をご確認の上で接種をお受けください。

費用 無料（1歳を過ぎて接種する場合は全額自己負担）

固定資産税課からのお知らせ

問 駅南庁舎固定資産税課 ☎ 0857-20-3424 ☎ 0857-20-3401

◆固定資産税の課税対象になる家屋とは

- 次の要件を有するものとなります。
- ①基礎などで土地に定着して建造している
 - ②屋根および三方以上の周壁があり、風雨をしのぎ得る状態の建物（外気を遮断することができる一定の空間を有する建物）
 - ③居住、作業、貯蔵などの用途に供し得る状態にある建物
- ※買って来た物置や自分で建てたものでも、上記の要件を満たすものは、固定資産税の課税対象になりますので、その場合はご連絡ください。

◆家屋の取り壊し・用途変更

固定資産税は、毎年1月1日を基準日として課税されます。12月31日までに家屋の全部または一部を取り壊した場合、または事務所・店舗・倉庫から住宅に変わったなど家屋の用途を変更した場合は、翌年の税額が変更される場合がありますので、早急に固定資産税課へご連絡ください。

一般に住宅の敷地となっている土地については、税負担を軽減する特例が適用されるため、家屋の取り壊しや用途変更により土地の固定資産税も見直される場合があります。

なお、家屋の取り壊しや用途の変更などで、法務局に滅失・表示変更登記をした場合は、届け出の必要はありません。

水道標語が決まりました！

問 水道局経営企画課 ☎ 0857-53-7953 ☎ 0857-53-7802

水道週間（毎年6月1日～7日）にちなみ、標語を募集したところ、324点の応募がありました。入賞作品をご紹介します（入賞作品、入賞者は順不同、敬称略）。

特選

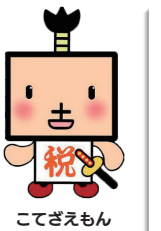
中村 亮介（用瀬小5年）
毎日の ゆたかなくらしに 水がある

準特選

姫田 遥人（用瀬小5年）
山からね 川へつなぐ水のリレー 水道通ってばくらのもとへ
鈴木 真尋（神戸小6年）
安全と 笑顔とどける 水道水
縄田 美香（青翔開智中3年）
感謝しよう きれいな水の あるくらし

努力賞

河崎 優良（賀露小2年）
すごいなあ じゃぐちひねれば あんぜんな水
上田 結菜（美和小3年）
水道水 ごくんとので もうーぱい
岩本 悠李（岩倉小4年）
水のない くらしを知らない わたしたち
佐々木愛実（湖山小5年）
ありがとう おいしいお水 これからも
芳賀 道朗（東郷小6年）
水道は 命の源 運んでる



◆長期優良住宅の税の軽減

長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置
新築住宅（専用住宅・併用住宅・共同住宅）
で以下の要件を満たす家屋は5年間（建築確認申請にて3階建以上の中高層耐火、準耐火住宅と確認できるものについては7年間）120平方メートルを限度に固定資産税が2分の1になります。
なお、併用住宅については、居宅部分の割合が2分の1以上のものに限りです。

減額措置の対象となる新築住宅の要件

- ①、②の要件を満たしている建物が対象です。
 - ①長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する長期優良住宅の認定を受けていること。
 - ②【新築時期】平成21年6月4日～平成30年3月31日
【床面積】50平方メートル以上280平方メートル以下
- 注1：一戸建以外の貸家住宅にあっては40平方メートル以上280平方メートル以下
注2：併用住宅にあっては居宅部分の床面積のみ対象

減額を受けるための手続き

認定を受けて新築された住宅であることを証する書類（長期優良住宅認定通知書の写し）を添付し申告してください。

※長期優良住宅認定通知書の発行については、建築指導課（本庁舎1階）にご相談ください。

鳥取市移住・交流情報ガーデン 9月イベント

問 鳥取市移住・交流情報ガーデン
☎ 0857-30-6631 ☎ 0857-30-6662
9月の休館日：5・12・19・26（月）

■第2回ビブリオバトル

本を紹介しあう新感覚の書評バトル。移住者企画です。本を通じて交流しましょう。

とき 9月7日（水）19:00～21:00

参加料 500円（お茶・お菓子付）

■ガーデン移住者交流会

快適な鳥取暮らしのために情報交換をしましょう。どなたでも参加できます。

とき 9月11日（日）14:00～16:00

参加料 無料 定員 先着15人 ※当日可

■「くる梨」に乗って鳥取ウォッチング

公共交通機関を使って鳥取を再発見する実験企画。

とき 9月14日（水）13:30～16:00

参加料 無料（交通費・カフェ代などは自己負担）

定員 先着5人 ※前日までに要予約

■空き家活用相談会

鳥取県宅建物取引業協会とっとり暮らし相談員が家を売りたい・貸したい人、買いたい・借りたい人の相談にのります。

とき 9月20・21日（火・水）
13:00～15:00

参加料 無料 ※要予約

